



鏡石町告示第49号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第195号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成20年12月3日

鏡石町長 木賊政雄



変更調書

新 町名	旧 町名	地 番
境	前山	111の1の一部、111の4の一部、111の5の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに101の6、106、110の4から110の7まで、111の6、113の1、113の5から113の7まで、115の1、115の8の地先の道路、水路である公有地の一部
	中町	境62の1、62の2、81の2、81の5、83、84の1、84の5、88に隣接する道路である公有地の一部
前山	境	1の一部、4の一部、17の一部、17の3の一部、43の一部、55の2の一部、56の2の一部、57の2の一部、57の4から57の6の各一部、58の一部、58の2の一部、58の3、59、59の2の一部、60の一部、61の1の一部、61の2一部、243の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
	中町	前山83、128の2に隣接する道路である公有地の一部
中町	境	55の2の一部、56の2の一部、61の1の一部、61の2の一部、62の1の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部
	前山	126の一部、127の一部、128の一部、128の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成20年5月15日現在の土地登記事項によるものである。

